しづかホール利用許可申請書

[申請者] 住所 〒

許可番号:

氏名

電話番号

[許可者] 指定管理者 神戸国際ステージサービス株式会社

ホールの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、しづかホールの利用許可を受けるため、次のとおり申請いたします。

印

利用目的										
イベント名等										
会場責任者	氏名									
	TEL/FAX									
	E-MAIL									
THE ENT			 }	日	曜日		分 から			
利用日時		年 月	1	日	曜日	時	分 まで			
利用内容	□営業行為	□営業行	行為以外	· [その他			入場予定定 員		人
ホール(楽屋含む)			利用印	時間区類	分			※利用料	※加算料	※利用料合計
	搬入/準備	H	手	分 から	ı	時	分 まで			
	リハーサル			分 から		時	分 まで			
	開演時間			分 から		- 時	分 まで			
	搬出/片付け			分 から		- 時	分 まで			
リハーサル室	利用時間		手	分 から	1	時	分 まで			
ホワイエ	利用時間			分 から	ı	時	分 まで			
第1会議室	利用時間	H		分 から	ı	時	分 まで			
第2会議室	利用時間	H		分 から	1	時	分 まで			
付属設備	□有(別途備	品設備一覧	参考)		□無					
持込電気機器	□有()		□無					
入場料	□有料(前売 円·当日 円) □無料							※利用料の合計金額		
入場方法	□指定席		由席		□整理券	ŧ				
	□招待券	□招待券 □一般入場不可							望認ください。	
	□その他()				
設備等の操作	□有(□無							※利用料領収書		
HP・イベントカレンダーへの掲載	□可(イベント名、開演時間、入場料、主催者連絡先)□不可									
利用条件	1 ホールの設備及び管理に関する条例、ホール管理規制							上記の金額を領収しました。		
	及び管理上必要な職員の指示を守ること。							年 月 日		
	2 利用上の注意に記載された事項を遵守すること。							領収印		
備考1. □については該当するものにチェックをお入れください。 備考2. ※印の欄は、ご記入いただく必要はございません。							守することを前 を許可いたしる		許可印	
備考3. 太線枠内の申請内容をご確認の上、ご提出ください。					年 月 日					

淡路市の文化ホール施設(社会教育施設)利用者の安全対策の為、気象警報発令時の対応措置判断基準 が定められております。ご利用の際は、**必ず以下の項目をご了承の上、利用申請書をご提出ください。**

社会教育課指定管理施設利用者の安全対策の為、気象警報発令時の対応措置(以下「対応措置」という。)判断基準を次のとおり定める。

1.対応措置判断基準の取り決め

対応措置判断基準は、気象庁において、次の警報が淡路市において発令、又は発令が予報されたものを対象とする。

ア.暴風 イ.特別

ただし、大雨や洪水警報等が発令されている場合は指定管理者(以下「管理者」という。)、又は利用許可申請者(以下「申請者」という。)の判断に委ねるが、上記警報以外においても、明らかに施設利用に関して安全の確保が困難と予見される場合は、教育委員会の判断に基づき、対応を決定するものとする。

2.対応措置

利用中止とする。

措置発令後は、以降に警報が解除された場合も終日利用を中止する。

3.対応措置の判断時間

対応措置の判断時間は、以下のとおりとする。

- ① 午前7時時点に警報発令、又は気象庁が公表している警報・注意報(今後の推移)において9時-12時の区分で警報の発令が予報されている場合。
- ② 午前10時時点に警報発令、又は気象庁が公表している警報・注意報(今後の推移)において12時-18時の区分で警報の発令が予報されている場合。
- ③ 午後4時時点に警報発令、又は気象庁が公表している警報・注意報(今後の推移)において1 8時-21時の区分で警報の発令が予報されている場合。
- ④ 前日までに公共交通機関の計画運休がある場合。

ただし、明石海峡大橋等の通行止めや土砂災害等による道路規制が実施されている場合はその都度 協議する。

なお、前日の気象庁予報等で判断基準警報が発令される可能性がある場合は、貸館の場合は申請者 に連絡し、警報が発令された場合の対応措置について事前周知を行う。(前日に近隣で被害が出て いる場合は前日判断する)自主事業の場合は、原則として前日の段階で判断し対応する。

使用料以外の経費(舞台操作人件費等)に要するキャンセル料が生じる場合は、管理者から申請者に対し、利用中止の際の取り扱いの周知徹底を行い、災害が予見される場合は、事前に管理者から申請者に開催可否の判断を求め、キャンセル料についての承諾を得ること。

4.施設利用料の還付

施設利用料の還付取り扱いについては、各施設にかかる「申請に対する処分の審査基準・標準処理期間」により審査し、教育委員会が決定する。

また、施設利用料以外に係る経費(舞台操作にかかる人件費)の取扱いについては、管理者から申請者に事前説明を行い、承諾を得たうえで利用許可の決定を行う。

5.対応措置による損害の補填等

- ① 市は対応措置に伴う公演中止にかかるチケット料金収入、中止に要した経費等の補填は行わない。
- ② 管理者は施設利用申請時に申請者へ対応措置時の取り扱いにかかるガイドライン*を渡し、周知すること。
- ③ 対応措置に対するクレームが生じた場合、教育委員会は管理者に上記手続き経過等の確認を行い、相互に協力して対応を行う。
- 6.貸館時の申請者への対応(判断基準警報発令時) 対応措置により公演等が中止や延期となる場合、管理者は申請者と代替日程について協議を行う。

※ 指定管理者のガイドライン

淡路市立しづかホール・サンシャインホール指定管理者 神戸国際ステージサービス株式会社

- 1. 指定管理者は市の対応措置判断基準に従い、利用者に対し上記 1~6 の通り対応いたします。
- 2. 打合せ時に受注済みの施設利用料以外の当社経費については、申請者の判断、上記判断基準に関わらず、原則として当社のキャンセルポリシーにてご請求いたします。

又、上記判断基準に関わらず、実施するために当社が手配した人員が下記の原因で帰宅困難(後 泊)、出務困難(前泊)になる際は、加えて出務に係る宿泊費(別途規定)を申し受けます。

- ① 気象や災害による公共交通機関の計画運休や運休
- ② 気象や災害による明石海峡大橋の通行止め
- 3. 上記判断基準により利用中止となった場合は、延期に際して可能な限りご相談に応じますが、上記 5.①に関し、公演中止に要した経費について、当社は一切の負担や補填はいたしません。
- 4. 利用申請書を提出された利用者は、上記判断基準やガイドラインを了承されたものとします。

【管理用】

申請者への配布日 令和 年 月 日/申請者名: 利用許可 No